

広島市水道局規程第9号

令和7年3月28日

広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上裕之

広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程

広島市水道局職務権限規程規程（昭和46年広島市水道局規程第9号）
の一部を次のように改正する。

別表の1の表3の部39の項を40の項とし、同表の31の項から38の項までを1項ずつ繰り下げ、同表30の項中「文書分類」の右に「及び保存年限」を加え、同項を同表31の項とし、同表の26の項から29の項までを1項ずつ繰り下げ、25の項の次に次のように加える。

26	市報						
(1)	定期号の掲載事項の決定	○					
(2)	号外の掲載事項の決定及び発行	○					

別表の2の表企画総務課の部11の款1の項中「市報」を「広報紙」に改め、同部14の款3の項中「決定」を「承認」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。